

CCR (Consumer Credit Review)

第1号の発刊にあたって

社団法人日本クレジット協会 (Japan Consumer Credit Association, JCA) は、社団法人日本クレジット産業協会、社団法人全国信販協会、及びクレジット個人情報保護推進協議会が大同団結して、平成21年4月1日に設立された、クレジットの新しい総合団体である。

当協会は、割賦販売法の改正とも関係があるので、まず、この法律の改正に言及することにする。

「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」は、平成20年3月7日に閣議決定され、第169回通常国会に提出された。同法案は、同年6月11日までに衆参両院において原案のとおり可決成立した。改正法は、同年6月18日に公布された。ここでは、主として割賦販売法の施行期日を掲げることにする。

・平成21年12月1日—①規制の抜け穴の解消 (原則すべての商品・役務の規制、クーリング・オフになじまない商品・役務の対象除外、割賦の定義の見直し [2ヶ月以上かつ3回以上の分割払いのクレジット契約に加えて、2ヶ月を超える1回払い・2回払いも対象])、②クレジット規制の強化 (個別クレジットを行う事業者の登録制・立入検査・改善命令など行政による監督規定の導入、個別クレジット業者が訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば消費者への与信を禁止、訪問販売業者等が虚偽説明等による勧誘・過量販売を行った場合に、個別クレジット契約も解約し、既に支払ったお金の返還も請求可能とすること、クレジット業者に対する指定信用情報機関利用の支払能力調査の義務づけ・消費者の支払能力を超える与信契約締結の禁止 [過剰与信防止義務関連部分については、後述の平成22年12月17日別途施行]、③クレジット事業者に対する個人情報保護法ではカバーされないクレジットカード情報保護のための必要な措置の義務づけ、カード番号不正提供・不正取得した者等の刑事罰、④クレジット取引の自主規制等を行う団体を認定する制度の導入

・平成22年12月17日—第2段階目の施行期日で、包括・個別クレジット業者に対する支払可能見込額調査に関する記録保存義務、当該義務及び与信前の支払可能見込額調査義務が経済産業大臣の改善命令の発令の対象になる等の規定の施行

新団体としての当協会は、前述の平成21年12月1日施行のうち、太字で示したクレジット取引の自主規制等を行う団体を認定する制度の導入に関する法第35条の18第1項に規定する「認定割賦販売協会」として、同年12月1日に経済産業大臣から認定を受けた。

それ以前に、当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日公布、平成17年4月1日全面施行）による認定個人情報保護団体として、平成21年7月1日、経済産業大臣から認定を受けたことも認識されたい。

これらからも明らかなように、当協会は、法的には認定割賦販売協会と認定個人情報保護団体となっているが、それとともに、業界団体としての性格も兼ね備えている。

しかも、当協会は、「割賦販売等に係る取引（クレジット取引）を公正にし、クレジット取引に携わる関係事業者の業務の適正な運営を確保し、もって消費者の利益保護とその消費生活の向上を実現し、クレジット産業の健全な発展に資することを目的とする」と定款第3条で規定しているように、消費者保護も目的としている。

ところで、「クレジット研究所」というと、平成21年3月まで存在した、社団法人日本クレジット産業協会クレジット研究所を思い起こす方もいるであろう。

この研究所は、平成元年に開設された。私は、開設当初から客員研究員として、研究活動に携わってきたので、その歩みも承知している。クレジット関係団体の再編に伴って、新たな団体が発足するにあたり、それまで発行してきた「クレジット研究」を休刊することになった。最終号となった「クレジット研究」第41号は、「クレジット研究の休刊にあたって」と題して、次のように記している。

「平成元年に開設したクレジット研究所は、開設時に、『クレジット産業の将来を展望しつつ、広い視野からクレジットを理論的に研究する』という目的を掲げて、今日まで研究活動を続けてまいりました。

また、本誌『クレジット研究』はその研究成果の発表の場として、数多くの方々の論文、研究ノート等を掲載し、内外から高い評価をいただいて参りました。

しかし、誠に残念なことではありますが、平成21年3月末をもって、その研究活動を休止させていただくことといたしました。

また、あわせて本誌『クレジット研究』につきましても、関係者の方々の、ご尽力により発刊してまいりましたが、今回の20周年記念41号をもって一旦終了させていただきます。

つきましては、当研究所のクレジットに関連する研究活動と本誌『クレジット研究』の発刊にあたり、長年ご支援、ご協力をいただきました皆様に対しあらためて厚く御礼を申し上げます。」

新団体としての日本クレジット協会の研究所は、装いを新たにすることになった。しかし、「クレジット」に関する研究という点では共通している。そのため、本号を「クレジット研究」第42号とするか、どこかに継続号数を記すことも考えた。

一方、装いを新たにした研究所としての最初の刊行物であるという側面に着目する必要がある。そこで、装丁も新たに、「CCR」(Consumer Credit Review) という題号にし、その第1号とすることにした。

その第1号をここに発行することができることを大変嬉しく思うとともに、研究活動に参加された方々、本誌に原稿を寄せられた方々に、この場を借りて、衷心より感謝したい。

平成23年3月吉日

社団法人日本クレジット協会会長

クレジット研究所所長 堀部 政男